実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月	直近の更新年月
南会津町	古今	令和4年3月	

1 対象地区の現状

7-3-234-		
①地區	47 ha	
②地[25.6 ha	
③アン	38.7 ha	
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計		19.4 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.6 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 32 ha		32 ha
(備考	う) 70歳以上の農業者で後継者未定の耕作面積のうち田の面積 9. 1ha	-

2 対象地区の課題

- ・アンケートに回答した9割の農家が「後継者がいない」または「まだ決まっていない」と回答しており、深刻な 後継者不足となっている。
- ・農地の多くが小面積のため、作業効率が悪い。
- ・イノシシ、サル、シカ等による獣害で意欲が低下しており、離農者や耕作放棄地増加への影響が懸念される。
- ・水稲が殆どで高収益作物の導入、転作が進まない。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地区内には中心経営体が十分に確保されていないため、他地区の担い手や法人、新規就農者が参入しやすいよう基盤を整備していく。
- ・中心経営体へ農地を集約する際は、農地中間管理事業を活用する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

〇離農もしくは規模縮小を希望する農家の耕作農地 (田のみ)

67筆 50, 090㎡

○ほ場整備への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組む。

ほ場整備に合わせ、高収益作物の導入を検討する。

〇農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気やけが等の事情で営農の継続が困難になった場合は、新たな受け手が貸し替えを進めることができるように、機構を通じた賃貸借契約を進める。

○鳥獣被害防止対策への取組方針

研修会を開催し、専門家から効果的な対策や先進地区の取り組みを学習し、被害防止活動に活用する。